

風水害対策編

第1章 総 則

第1節 計画作成の趣旨

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法第42条の規定により、台風や豪雨による過去の大規模な災害の経験を教訓として、原村の地域に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な風水害に備え、対処するため次の事項を定め、総合的かつ計画的、効率的な防災対策を推進することにより、かけがえのない地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

- (1) 村、県、指定行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関及び住民がそれぞれの役割を認識しつつ相互に連携する体制
- (2) 村災害対策本部及び現地災害対策本部の体制強化、防災施設の整備、防災知識の普及、防災訓練、災害予防及び自主防災組織の育成整備に関する計画
- (3) 気象予報の収集伝達、災害情報等の収集、避難、水防、救助、食料、輸送、交通その他災害応急対策に関する計画
- (4) 災害復旧に関する計画
- (5) その他災害対策に必要な計画

2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第42条に基づき原村防災会議が作成する「原村地域防災計画」の「風水害等対策編」として、大規模な風水害等に対処すべき事項を中心に定める。

なお、この計画は、「長野県地域防災計画」と一体をなすものであり、この計画に定めのない事項は、「長野県地域防災計画」に準じる。

3 計画の推進及び修正

この計画は、防災に係る基本的及び想定される事項等を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努める。

また、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加えていく。

資料編 ・原村防災会議委員名簿 (P. 1305) ・原村防災会議条例 (P. 1311)

第2節 防災の基本方針

- 1 防災対策を実施するにあたって、次の3段階を基本とし、村、県、防災関係機関及び住民がそれぞれの役割を認識しつつ、一体となって最善の対策を講じる。

特に、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組みあわせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるよう、対策の一層の充実を図る。

- (1) 周到かつ十分な災害予防
- (2) 迅速かつ円滑な災害応急対策
- (3) 適切かつ速やかな災害復旧・復興

- 2 村、県、防災関係機関は、緊密な連携のもとに、人命の安全を第一に、次の事項を基本とし、必要な措置を講じる。

- (1) 高齢者、障がい者、児童、傷病者、外国籍住民、外国人旅行者、乳幼児、妊産婦など災害対応能力の弱い者（以下「要配慮者」という。）や女性を含めた多くの住民の地域防災活動への参画

- (2) 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立

- 3 住民は、「自らの命は自らが守る」との認識のもと、地域、職場、家庭等において互いに協力し合い、災害時を念頭においた防災対策を平常時から講じる。また、3日分相当の食料、飲料水、生活必需品の備蓄に努める。

- 4 どこでも起こりうる災害時の被害を最小化し、安全・安心を確保するためには、行政による「公助」はもとより、個々人の自覚に根ざした「自助」、身近な地域コミュニティ等による「共助」が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う運動を展開する。また、その推進にあたっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図る。

第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1 実施責任

1 村

村は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、村の地域並びに住民等の生命、身体及び財産を災害から保護するために、指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関等

指定公共機関及び指定地方公共機関等は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 原村

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
原村	(1) 原村防災会議及び原村災害対策本部に関すること。 (2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。 (3) 水防その他の応急措置に関すること。 (4) 村地域の災害に関する情報の伝達、収集及び災害調査に関すること。 (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (6) 災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること。 (7) 村内における公共的団体及び自主防災組織の育成、指導に関すること。 (8) その他村の所掌事務についての防災対策に関すること。

2 長野県

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
長野県	(1) 長野県防災会議に関すること。 (2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。 (3) 水防その他の応急措置に関すること。 (4) 県地域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。 (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (6) 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること。 (7) 市町村及び指定地方公共機関の災害事務又は業務の実施についての救助及び調整に関すること。 (8) 自衛隊の災害派遣要請・撤収に関すること。 (9) その他県の所掌事務についての防災対策に関すること。

3 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 関東管区警察局	ア 管区内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整に関する事 イ 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携に関する事 ウ 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関する事 エ 災害時における管区内各県警察の相互援助の調整に関する事
(2) 関東財務局 (長野財務事務所)	ア 地方公共団体に対する資金の融通のあっせんに関する事 イ 災害時における金融機関の緊急措置の指示に関する事
(3) 関東信越厚生局	ア 管内の災害状況の情報収集及び通報に関する事 イ 関係機関との連絡調整に関する事
(4) 関東農政局 (長野県拠点)	ア 災害予防対策 (ア) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関する事 (イ) 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、湛水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関する事 イ 応急対策 (ア) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関する事 (イ) 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関する事 (ウ) 災害時における生鮮食料品等の供給に関する事 (エ) 災害時における農作物、蚕、家畜などに係る管理指導及び病虫害の防除に関する事 (オ) 土地改良機械及び技術者等の把握、緊急貸出及び動員に関する事 ウ 復旧対策 (ア) 災害発生後はできる限り速やかに査定を実施し、農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関する事 (イ) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する事
(5) 中部森林管理局	ア 国土保全に直接資する治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関する事 イ 林野火災の予防及び発生時の応急措置に関する事 ウ 災害応急対策用材の供給に関する事
(6) 関東経済産業局	ア 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事 イ 被災商工鉱業者の業務の正常な運営の確保に関する事 ウ 被災中小企業の振興に関する事
(7) 中部経済産業局	電気の供給の確保に必要な指導に関する事
(8) 関東東北産業保安監督部	ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、ガスなど危険物等の保安に関する事 イ 鉱山における災害防止及び災害時の応急対策に関する事
(9) 中部近畿産業保安監督部	電気の保安に関する事
(10) 北陸信越運輸局	災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあっせん並びに船舶及び自動車による輸送の確保に関する事
(11) 東京航空局 (東京空港事務所、 松本空港出張所)	ア 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するために必要な措置に関する事 イ 遭難航空機の捜索及び救助に関する事 ウ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関する事

(12) 東京管区気象台 (長野地方気象台)	ア 気象等の観測及びその成果の収集、発表 イ 気象等の予防・警報等の発表、伝達及び解説 ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
(13) 信越総合通信局	ア 災害時における通信・放送の確保に関すること。 イ 非常通信に関すること。 ウ 非常災害時における臨時災害放送局の開局等の臨機の措置に関する こと。 エ 災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送 局用機器の貸出に関すること。
(14) 長野労働局	ア 事業場における産業災害の防止に関すること。 イ 事業場における自主防災体制の確保に関すること。
(15) 関東地方整備局 北陸地方整備局 中部地方整備局	ア 災害予防 (ア) 応急復旧用資機材の備蓄の推進 (イ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 (ウ) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定 イ 応急・復旧 (ア) 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施 (イ) 防災関係機関との連携による応急対策の実施 (ウ) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 (エ) 所管施設の緊急点検の実施 (オ) 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な 応急対策の実施
(16) 中部地方環境事 務所	ア 有害物質の漏洩及び石綿の飛散防止に関すること。 イ 災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進に関す ること。
(17) 関東地方測量部	ア 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。 イ 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること。

4 諏訪広域消防本部

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
諏訪広域消防本部	(1) 災害情報の収集及び伝達に関すること。 (2) 各種災害別の警戒・防ぎょ活動に関すること。 (3) 人名の救助及び避難誘導に関すること。 (4) 被災者の救出及び避難誘導に関すること。 (5) 市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 (6) その他の災害の発生及び拡大の防止のための措置に関すること。

5 長野県警察本部(茅野警察署、原村警察官駐在所)

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
長野県警察本部 (茅野警察署、原村警 察官駐在所)	(1) 災害情報の収集、伝達及び広報に関すること。 (2) 治安の確保及び交通の規制に関すること。 (3) 被災者の救出及び避難誘導に関すること。 (4) 遺体(行方不明者)の搜索及び検視に関すること。

6 陸上自衛隊(第13普通科連隊)

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 (第13普通科連隊)	(1) 災害時における人命又は財産の保護のための応急救援活動に関する こと。 (2) 災害時における応急復旧活動に関すること。

7 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 日本郵便株式会社 信越支社 (原郵便局)	ア 災害時における郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別事務 取扱い及び援護対策等に関する事 イ 災害時における窓口業務の確保に関する事
(2) 電気通信事業者 (東日本電信電話 株式会社(長野支 店)、株式会社N T T ドコモ(長野 支店)、K D D I 株式会社、ソフト バンク株式会社)	ア 電気通信設備の保全に関する事 イ 災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関する事
(3) 日本銀行 (松本支店)	ア 金融機関の支払いに対する現金の準備に関する事 イ 損傷通貨の引換えに関する事
(4) 日本赤十字社 (長野県支部)	ア 医療、助産等救助、救護に関する事 イ 災害救助等の奉仕者の連絡調整に関する事 ウ 義援金の募集に関する事
(5) 日本放送協会 (長野放送局)	災害情報等広報に関する事
(6) 日本通運株式会社 (長野支店)	災害時における、貨物自動車による救援物資等の輸送の協力に関する 事
(7) 中部電力パワーグ リッド株式会社 (諏訪営業所)	ア 電力施設の保全、保安に関する事 イ 電力の供給に関する事
(8) 中日本高速道路株 式会社	中央自動車道の防災に関する事

8 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) アルピコ交通株式 会社	災害時における路線バスによる避難者の輸送の協力に関する事
(2) 公益社団法人長野 県トラック協会	災害時における貨物自動車による救助物資などの輸送の協力に関する 事
(3) 放送事業者 (信越放送株式会 社、株式会社長野 放送、株式会社テ レビ信州、長野朝 日放送株式会社、 長野エフエム放 送株式会社、エル シーブイ株式会 社)	気象予報及び警報・注意報その他、災害情報等広報に関する事
(4) 長野県情報ネット ワーク協会	気象予報及び警報、災害情報等広報に関する事

(5) 一般社団法人長野県医師会、一般社団法人長野県歯科医師会、公益社団法人長野県看護協会	災害時における医療、助産等救護活動の実施に関すること。
(6) 社団法人長野県薬剤師会	災害時における救護活動に必要な医薬品等の提供に関すること。
(7) 一般社団法人長野県LPGガス協会	液化石油ガスの安全に関すること。
(8) 一般社団法人長野県建設業協会	災害時における公共施設の応急対策業務の協力に関すること。

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 信州諏訪農業協同組合	ア 県、村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 イ 農作物の災害応急対策の指導に関すること。 ウ 被災農家に対する融資、あっせんに関すること。 エ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること。 オ 農産物の需給調整に関すること。 カ 応急生活物資の確保・供給に関すること。
(2) 諏訪森林組合	ア 県、村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 イ 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。 ウ 木材の供給と物資のあっせんに関すること。
(3) 原村商工会	ア 県、村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 イ 被災組合員に対する融資、あっせんの協力に関すること。 ウ 災害時における物価安定の協力に関すること。 エ 救助物資、復旧資材の確保、あっせんの協力に関すること。
(4) 一般社団法人諏訪郡医師会、一般社団法人諏訪歯科医師会、一般社団法人諏訪薬剤師会	災害時における医療、助産等救護活動の実施に関すること。
(5) 一般社団法人諏訪薬剤師会	災害時における救護活動に必要な医薬品等の提供に関すること。
(6) 病院等医療施設の管理者	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 イ 災害時における病人等の収容及び保護に関すること。 ウ 災害時における被災負傷者の治療及び助産に関すること。
(7) 社会福祉施設の管理者	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 イ 災害時における利用者・入所者の保護及び誘導に関すること。
(8) 金融機関	被災事業者等に対する資金融資に関すること。
(9) 学校法人	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 イ 災害時における教育対策に関すること。 ウ 被災施設の災害復旧に関すること。
(10) 危険物施設及び高圧ガス施設の管理者	ア 安全管理の徹底に関すること。 イ 防護施設の整備に関すること。
(11) 原村消防団	ア 情報収集・伝達に関すること。 イ 災害等にかかる警戒防ぎょ活動に関すること。 ウ 避難誘導に関すること。

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
	エ 消防・水防活動に関すること。 オ 被害者の救助・救出及び行方不明者の捜索に関すること。
(12) 社会福祉協議会、区長会等	ア 村が行う災害応急対策の協力に関すること。 イ 被災者の救助活動及び義援金品の募集等の協力に関すること。 ウ 災害ボランティア及び災害派遣福祉チームに関すること。

資料編 ・ 防災関係機関及び連絡先一覧 (P. 1301)

第4節 防災面からみた原村の概要

第1 自然的条件

1 村域

本村の村域は、次のとおりである

東 西	16.2km	南 北	5.9km
面 積	43.26km ²		

2 地勢

原村は、長野県諏訪盆地の南東、八ヶ岳西麓のなだらかな高原に位置し、阿弥陀岳（2,805m）を頂点として東西に細長く広がっている。自然環境に大変恵まれており、約45%が森林、約27%が農用地からなる。また、東に八ヶ岳連峰、北に蓼科山、北西に諏訪湖、そのはるか後方に北アルプスを望む。住民生活の中心地は標高900～1,300mで、北と西は茅野市、南は富士見町に接している。

3 地質

標高2,000m～3,000mにもなる八ヶ岳連峰の山麓は、数百万年の歴史を持つ火山群の軽石流や泥流が堆積して作られ、水はけの良い地質となっている。村の全域にわたって火山灰土壌であるが、一部、沢地に沖積層土壌がある。

4 気象

本村の気象は内陸性の性質を表しており、気温の高低差が激しい点の特徴である。夏期は冷涼な気候だが、冬期は寒さが厳しく、零下15℃～17℃にもなる。また、降霜期が10月中旬～5月中旬と7か月に及ぶこともある。

初雪は11月下旬で、根雪期はおおよそ3か月に及ぶが、積雪は多いときで30cmと少ない。極寒期の12月～2月には40cm～50cm凍上する。

気温は年最高で32℃前後、最低で-15℃前後で、年平均9℃前後。降水量は年間を通じて少なく、年に1,300mm前後、平均湿度は70%台であるが、過去には雨、異常低温が続き、長雨・日照不足など悪天候による被害が出たこともある。

第2 社会的条件

1 人口

村の人口の推移は次のとおりである。人口は、昭和50年から現在まで増加している。世帯数も増加し続け、それに伴い1世帯あたりの人口は減少を続け、核家族化を示している。

年	世帯数	人口			1世帯あたり人口 (人)
		男	女	計	
昭和50年	1,447	2,763	2,962	5,725	4.0
平成2年	1,743	3,231	3,271	6,502	3.7
平成7年	1,946	3,412	3,593	7,005	3.6
平成12年	2,138	3,557	3,650	7,207	3.4
平成17年	2,401	3,669	3,787	7,456	3.1
平成22年	2,568	3,712	3,861	7,573	2.9
平成27年	2,673	3,717	3,849	7,566	2.8

2 産業

(1) 農林業

本村は、高冷地特有の冷涼な気候と日照時間の長さを利用し、セルリーをはじめとする高原野菜や、花き類を中心に、米、畜産、きのこ類の生産を行っている。

また、森林面積は総面積の45%にあたる1,936haである。

(2) 商業

村の商業は、経営規模が1～4人の零細が多数で、消費人口規模が少なく、地域が散在している。消費行動は多目的化・多様化し、近距離の大型店や専門店へ流出している状況にある。

(3) 工業

原村の工業は、そのほとんどが零細企業である。工場数、従事者数ともに平成28年から横ばいとなっています。

(4) 観光

八ヶ岳中央高原は、早くから避暑地として開けていた。八ヶ岳中央高原に位置する八ヶ岳自然文化園、八ヶ岳美術館、もみの湯、樫の木荘などは、自然と文化両面での観光が楽しめ、避暑客、観光客の出入りが多い。また、観光資源となるペンションビレッジは、日本一の規模といわれ、若者や家族連れでにぎわっていたが、近年は観光客が減少してきている。

3 交通

(1) 道路

茅野北杜韮崎線が横断し、各集落を結ぶ県道が他市町へ連絡している。ほ場整備事業も完了し、村内の交通環境が大幅に変わりつつある。特に、集落内を通過する村道丸山菖蒲沢線において、交通量の増加が顕著である。国道はなく、村内西部に中央自動車道が走っている。

4 防災をめぐる社会構造の変化と対応

近年の都市化、高齢化、情報化等社会構造の変化により、災害に対する対応力の低下が窺われ、これらの変化に十分配慮しつつ防災対策を推進する必要がある。特に、次に掲げるような事項については十分な対応を図るよう努める。

(1) 八ヶ岳中央高原の山林地帯の居住者が増加しているため、災害時の連絡、救助手段等の整備をすすめるほか、防災に配慮した土地利用を進め、危険地域等の情報公開、建築物等の安全確保策を講じるよう努める。

(2) 高齢者（特に独居老人）、障がい者、外国籍住民等の要配慮者の増加がみられる。要配慮者に対しては、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護、救済対策等防災の様々な場面において、特別な配慮が必要である。

(3) ライフライン、コンピューター、情報通信ネットワーク、交通ネットワーク等への依存度の増大がみられ、災害発生時におけるこれらへの被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらすことから、これらの施設の耐震化の促進とともに、補完的機能の充実に努める。

(4) 住民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助の意識の低下がみられる。このため、コミュニティ、自主防災組織等の強化とともに、多くの住民参加による定期的防災訓練、防災思想の徹底等に努める。

第3 災害の記録

災害種別	災害年月日	災害原因	災害箇所	被害地域	被害状況
水害	明治31年	集中豪雨により弓振川氾濫 御小屋山南側が崩れにより 大量の雨がたまり、ため池状態 となり、それが一度に決壊して 大洪水となる。	家屋 田畑	柳沢 大久保	家屋流失 床上浸水 床下〃 道路決壊 田畑流出 (詳細不明)
大火災	明治40年 4月26日 (金) 午前 11時30分 天候 晴	取り灰の不始末 (一説に子供の火遊び)	中新田 住宅 寺院 土蔵 他 八ッ手 家屋	中新田 家屋	南風が強く北方に向 かって延焼、正午頃 には十数戸に延焼 家屋全焼 116棟 被害額 50,400円 寺院全焼 3棟 被害額 25,000円 土蔵全焼 47棟 被害額 14,100円 土蔵半焼 36棟 被害額 5,400円 隠宅及び蚕室 28棟 被害額 4,200円 雑建物全焼 177棟 被害額 6,195円 焼死者 2人 家畜被害(馬) 2頭 被害額 50円 損害額計 105,345円
冷害	昭和28年 7月25日	異常気象	全 村	全 村	水田被害 630ha
水害	昭和34年 8月15日	台風第7号の豪雨により弓振 川氾濫 降水量 147.8ミリ (試験地調) 13日 38.0ミリ 14日 101.0ミリ (AM8~9) 15日 8.8ミリ 風力 9 南東 20~24m/sec	堤防決壊 田畑 山林 原野 流失	柳沢 大久保	重傷者 1人 行方不明 1人 家屋流失 6戸 〃全壊 2戸 〃半壊 88戸 床上浸水 2戸 床下〃 50戸 土木関係被害 263,500千円 耕地〃 48,330千円 林務〃 42,000千円 農作物〃 75,000千円

風水害対策編 第1章第4節
防災面からみた原村の概要

災害種別	災害年月日	災害原因	災害箇所	被害地域	被害状況
風 害	昭和34年 9月27日	台風第15号（伊勢湾台風）に より雨を混えた強風 平均風速 20m/sec 瞬間最大風速 35m/sec 9月21日～9月30日 降水量 121.1ミリ （試験地調） 9月26日PM7～ 9月29日AM3 風力9 南西 9月26日 降水量 82.5ミリ	家 屋	全 村 特に ハッ手 柳 沢 中新田	家屋（屋根をとばされ たもの） 63戸 家屋半壊 603戸 土木関係 13,000千円 耕地〃 15,000千円 林務〃 29,000千円 農作物〃 45,000千円 小学校体育館大破 20,000千円
水 害	昭和36年 6月29日	集中豪雨による洪水降水量 6月29日 96.0ミリ 6月25日～6月29日 約320ミリ	農業用施設 農 地 橋 梁	全 村	床上浸水 30戸 床下〃 180戸 土木関係 48,100千円 耕地〃 67,500千円 林務〃 450千円 農作物〃 30,000千円
凍 霜 害	昭和39年 5月16・ 27日	異常気象 5月16日 2℃ 5月27日 0℃ （試験地調）	桑 園 馬 鈴 薯 トウモロコシ	全 村	桑園の被害により夏 蚕の飼育が半分以上不 可能となった
干 害	昭和39年 5月1日 ～6月5日	異常気象 降水量 5月11日 150ミリ 5月16～20日 2ミリ 5月21～25日 1.4ミリ 5月26～31日 0ミリ 6月1～5日 0.2ミリ	水 田	全 村	水不足で代かきがで きず、水騒動が起きた
火 災	昭和39年 7月29日	落雷 3ヶ所	柳 沢 払 沢	清 水 宅 役 場	柳沢、ハッ手、中新 田、払沢、室内停電と なる
風 害	昭和47年 9月16日	台風第20号による雨混じりの 風害	家 屋 農 作 物	全 村	家屋被害 全 壊 14件 半 壊 98件 一部破損 364件 被害額 130,600千円 作物関係被害 水 稻 20ha 被害額 1,562千円 疎菜類 36ha 被害額 12,645千円 花き類 12ha 被害額 14,696千円 その他 被害額 8,526千円 合計 168,029千円

風水害対策編 第1章第4節
防災面からみた原村の概要

災害種別	災害年月日	災害原因	災害箇所	被害地域	被害状況
冷害	昭和51年	雨から異常低温続き長雨・日照不足など悪天候による被害	農作物	全村	被害額 水稲 242,250千円 果菜・野菜類 128,300千円
干害	昭和53年	異常気象 降水量 6月30日～9月2日 85.8mm (平年の4分の1)	農作物	全村	被害額 水稲 18,914千円 野菜 136,545千円 花き 3,579千円 その他 2,367千円
水害 及び 冷害	昭和57年 7月28日 ～8月2日 及び 昭和57年 7月～	集中豪雨及び台風第10号による雨害及び7月からの異常気象による冷害 (集中豪雨) 7月28日 降水量70～80ミリ (台風) 8月1日～8月2日 降水量150ミリ (冷害) 7月初旬から 低温、日照不足	河川 耕地 農作物	全村	(台風被害) 農政関係 農作物 134ha 被害額 158,411千円 施設 357戸 被害額 11,400千円 耕地関係 農地 328ヶ所 被害額 75,300千円 頭首工 71ヶ所 被害額 140,000千円 水路 177ヶ所 被害額 98,000千円 道路 13ヶ所 被害額 21,200千円 橋梁 3ヶ所 被害額 6,000千円 土木関係 河川 1,820m 被害額 189,400千円 道路 30km 被害額 21,600千円 林務関係 治山・林道4ヶ所 被害額 3,000千円 (冷害被害) 水稲 480ha 被害額 507,668千円 野菜 232ha 被害額 137,615千円 花き 被害額 25,610千円 (注) 台風被害を含む

風水害対策編 第1章第4節
防災面からみた原村の概要

災害種別	災害年月日	災害原因	災害箇所	被害地域	被害状況
水害	昭和58年 5月17日 8月17日 9月28日	集中豪雨 日雨量99mm 連続雨量137mm 台風第5号 日雨量90mm 台風第10号 日雨量194mm			耕地関係 農地83箇所 55,222千円 農業用施設88箇所 409,975千円 土木関係 河川93箇所 293,500千円 橋梁4箇所 11,874千円 道路5箇所 7,468千円
冷害	平成5年	長雨、日照不足、低温などによる悪天候による被害	農作物	全村	水稲 456ha 被害額 498,629千円 野菜 282ha 被害額 331,278千円 花き 26.7ha 被害額 124,295千円
水害	平成18年 7月17日 ～7月19日 17日 18日 19日	集中豪雨災害 91mm 105mm 66mm			土木関係 河川9箇所 72m 40,000千円 道路11箇所 1,800m 5,000千円 耕地関係 農地 5箇所 6,269千円 農業用施設 5箇所 4,666千円
雪害	平成26年 2月14日 15日	豪雪災害 積雪量 41cm 積雪量 110cm	人的 農業用施設		死亡 1名 耕地関係 農業用施設 726箇所 936,682千円
水害	令和元年 10月11日 12日	集中豪雨災害 5.0mm 149.5mm	住宅 河川		家屋被害 家屋浸水 1戸 土木関係 河川6箇所12,600千円